

身元保証相談士 無料説明会

**いよいよ始まる 身元保証相談士！
身元保証業務の展望と資格試験制度のご案内**



一般社団法人
身元保証相談士協会



株式会社 オーシャン 信託契約代理店
一般社団法人 あんしん財産管理支援機構

自己紹介



オーシャングループ
株式会社 オーシャン

代表取締役
経営コンサルタント

くろだ ひろし
黒田 泰

(社)あんしん財産管理支援機構 代表理事
(社)いきいきライフ協会 顧問

【著書】



【テレビ出演】



< 講師プロフィール >

大学卒業後、東証一部経営コンサル会社（船井総研）に入社。2005年に同僚3人で士業コンサルチームを立ち上げると、行政書士、司法書士、税理士、弁護士の経営支援で数多くの実績を残す。2009年、同社にて顧客開拓大賞（コンサル契約年間1位）を受賞。2010年、相続関連業務における市場開拓を評価されて商品企画大賞を受賞。

また2010年頃より着手した「法律家による身元保証業務」は、大手司法書士法人様を通じて2011年に事業化され、現在もその事業モデルは全国各地で運営されている。2011年末に同社を退職。

2012年1月、株式会社オーシャンを設立して現在9期目。全国の手続き事務所の経営支援や上場企業のアドバイザーを担当。代表を務めるオーシャングループは、4拠点、社員58名、パート35名。9期目で年商5億円規模に成長。



1. 身元保証をめぐる現在までの流れ

身元保証を巡る現在までの流れを確認していきましょう！

●身元保証に関するサービスの誕生

- ・身元保証は、名古屋の葬儀社の支配人から

●身元保証会社による不正や横領事件がたくさん発生してきた

- ・個人間の財産管理は、横領事件がたくさん。
- ・日本ライフ協会の破綻（2016年）。多く高齢者が支払った身元保証料が返ってこない。大問題に…

●2018年、内閣府が、身元保証団体を調査して結果を発表

- ・調査結果から、士業系以外の大半は寄付行為をもとに運営しているほか、抜け漏れの無い契約ではなく、葬儀供養に関する死後事務と預託金を管理するだけの財産管理契約のみで運営されていた。
- ・契約内容も、業務範囲もあいまいな身元保証事業者のサービスが大半を占めている現状もわかった。

●2019年、一部上場の介護企業が、葬儀供養・身元保証案件のコーディネートでPR

- ・黒田は身元保証事業のアドバイザーとして身元保証事業者の確認と提携内容の確認を行った。結果としては報酬体系や業務内容もバラバラ。また非常にあいまいな契約形態である事も分かった

●2020年、身元保証業務の標準化と高齢者の方が安心して利用できる仕組みづくりに着手

2. 介護業界の動きと介護業界のニーズ

サービス	内容(対応してもらいたい事)	対応してもらわないと困る事
身元保証人 (身元引受人)	・ 老人ホーム入居の手続き ・ 入院や転院の手続き ・ 老人ホームの月学費用 ・ 入院費の連帯保証 ・ 退去時や死亡時の身柄引受	・ 入居後の生活の担保・保障 ・ 夜間緊急入院した際の病院との同意書にサイン出来ない ・ 未収金が発生する ・ 遺体の取り扱いが出来ない・葬儀が出来ない
生活サポート	・ 役所関係の手続き ・ 老人ホーム・介護事業所との打ち合わせ ・ ケアプランの同意	・ 申請が出来ない。 ・ 区分変更が出来ない。カンファレンスが行えない。 ・ 更新が出来ない。
金銭管理 財産管理	・ 年金口座や生活費口座の管理 ・ 家賃などの不動産収入の回収や管理 ・ その他財産管理	・ 入居者の金銭管理によるトラブルに巻き込まれる可能性あり ・ 施設側にも何かしらのしわ寄せがくる ・ 郵便物等の対応に追われる可能性あり
葬儀・納骨 死後の処理	・ 生前の意思に従った葬儀・納骨の手配 ・ 喪主代行、遺族への連絡 ・ 行政への連絡・家財の処分	・ 施設内に遺体があるまま残るほか、その後の展開が進まない ・ 親族間の連絡が音信不通。後々のトラブルに巻き込まれる ・ 死後の行政手続きが滞る。逝去後の遺品整理。信託銀行も土業？

その他の課題

- ・ 土業事務所に身元保証をお願いしても「身元保証人」にはなれない！「任意後見」ではどうでしょうか？という接客をされてしまい、顧客からクレームを受けてしまった事がある。財産管理もいい加減で土業にはお願いできないという不安も。
- ・ ご逝去後の費用の支払いを相談すると、遺言書の話になってしまい、こちらの要望を理解してもらえない
- ・ 価格に合理性がなく、サービスメニューも見えないので顧客を紹介しづらい

3. 身元保証相談士 協会の設立へ！

●身元保証相談士 協会の設立

高齢者が施設に入居する際や、終末期における医療の同意、日常生活のサポートなど様々な場面で必要となる「身元保証」を法律家や専門家が、きちんとした業務・サービスの基準をもって運営できるように資格団体を設立する運びとなりました。設立における目的と方針は下記のとおり。

- ①業務における明確な基準の設定 → **業務内容のスタンダード**を明確に定義
- ②業務における**コンプライアンスの方針**を明確化 →基本的に身元保証会社は寄付を受けない！
- ③寄付金を通じた**横領事件が起こらない仕組み**を内在化 →第三者による財産管理と信託口座
- ④社会に対して開かれた、**安心して身元保証業務を依頼できる団体**として情報発信
- ⑤公益性と地域の法律家や専門家（介護・福祉・葬儀）の事業性をうまく組み合わせて、安心して利用者も事業者も活用できる**地域ネットワークづくり**の推進支援
- ⑥**会員同士の情報交換**を通じた業務スキルの向上と業務上のリスクの低減、業務事故の情報共有
- ⑦会員が円滑に運営できるよう、業務上必要となる契約書や契約書に付随する覚書、イレギュラーパターンの契約書の共有、**各種必要ツールの共有**ができるネットワーク
- ⑧有料老人ホームや介護施設のみならず、厚生労働省にも働きかけ、全国的に身元保証業務であれば、身元保証相談士に相談しようという、**協会の信頼とブランドづくり**。結果としての**会員への送客支援**
- ⑨専門的に取り組む事業者による**身元保証事業の勉強会の運営**

3. 身元保証相談士 協会の設立へ！

●資格制度による「身元保証業務」の標準化

- ・曖昧な身元保証業務を定義

→財産管理はすべて信託口座、身元保証契約は原則的に公正証書

- ①公正証書遺言の作成 ②任意後見契約 ③事務委任契約 ④死後事務委任契約
- ⑤医療・介護に関する意思表示宣言 ⑥預託金に関する財産管理契約

●上場企業にも対応する、身元保証業務の仕組み

- ・上場企業にも対応する身元保証業務を**全国の士業事務所**で担える仕組みづくり

→ 上場企業の有料老人ホームの法務部との内容の最終すり合わせ中

- ・**財産管理契約は三者間契約の徹底**。…地域の個人事務所でも信託口座が利用できる仕組みづくり

→ 株式会社オーシャン（E A J 信託契約代理店）による、社団法人を活用した財産管理スキームを構築

- ・身元保証相談士の会員規則を通じて、**コンプライアンスの徹底（法令遵守および社会規範の順守）**

→ 身元保証を行う当事者となる事業体に対する、**寄付行為の禁止**。

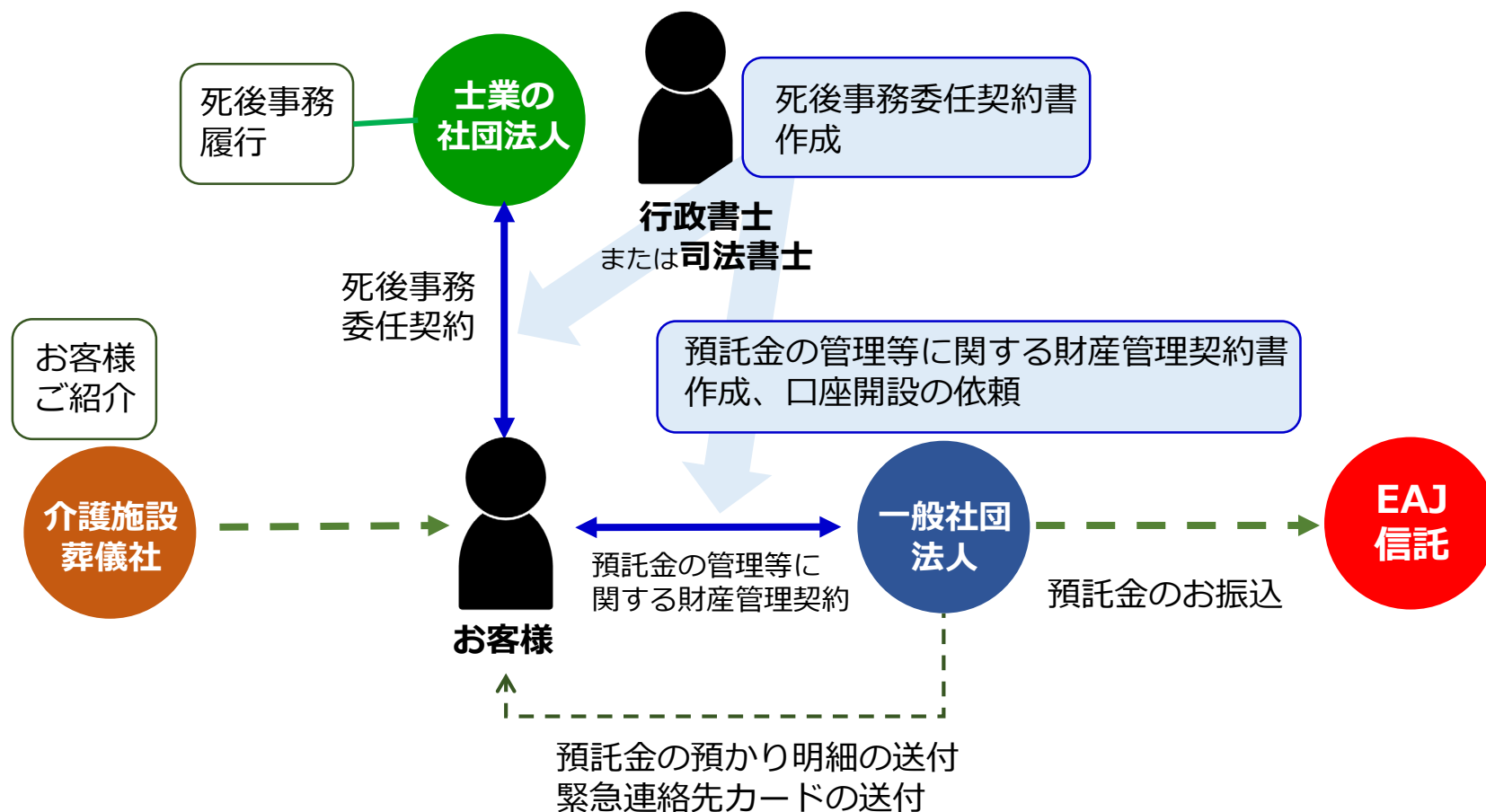
→ 高齢者施設と、身元保証人との連携の徹底（お客様に承諾を得て公正証書等の共有）

- ・上場企業のビジネスモデルに対応した身元保証契約書の整備

→ 執行者が信託銀行の場合など、どの場合においても適正に運営できる契約書・覚書の整備

3. 身元保証相談士 協会の設立へ！

(参考) 一般社団を活用した信託口座の活用



4. 身元保証相談士 資格試験

身元保証相談士 2 級講座

第1講座 身元保証制度について

- ・身元保証制度の概要
- ・身元保証人と後見人
- ・身元保証とトラブル
- ・身元保証に関する団体
- ・身元保証人の役割
- ・身元保証契約の流れ
- ・身元保証に関する法律

第2講座 終活と老後のライフプラン

- ・終活とは
- ・終活の背景と日本の高齢化
- ・人生 100 年時代における 2,000 万円問題
- ・ライフプラン（年金、保険、不動産）
- ・高齢者の住まいと介護
- ・介護保険制度と介護保険料

第3講座 終末期の医療介護の方針とその対策

- ・終末期医療と緩和ケア
- ・安楽死と尊厳死
- ・尊厳死協会と身元保証
- ・終末期と延命治療
- ・判例からみる尊厳死の取り扱い
- ・認知症と法律

第4講座 葬儀と供養

- ・身元保証業務と葬儀の流れ
- ・葬儀の種類
- ・納骨と供養
- ・終末期と延命治療
- ・死後事務と葬儀供養
- ・永代供養墓とその種類

第5講座 相続と遺言の基礎知識

- ・相続手続きとは
- ・相続税の基礎知識
- ・相続の対象財産
- ・遺言書とは
- ・法定相続人と法定相続分
- ・遺言書の種類
- ・身元保証と遺言執行業務の流れ

第6講座 財産管理と生前・死後の事務について

- ・財産管理契約と事務委任契約
- ・弁護士と司法書士による財産管理業務
- ・財産管理と士業支援信託の活用
- ・死後事務とトラブル事例

※途中 10 分休憩 2 回

講座を受講後に 30 分の資格試験があります。
70 点未満の場合は、再試験となります。

身元保証相談士 1 級講座

■身元保証業務における 6 つの公正証書とその類型

- 身元保証業務の基本類型
 - ・公正証書遺言
 - ・事務委任契約
 - ・預託金に関する財産管理契約
 - ・任意後見契約
 - ・いざという時の意思表示宣言書
 - ・死後事務委任契約書
- 士業事務所と介護事業者の連携に関するポイント
 - ・士業事務所（身元保証人）と介護事業者（見守り）
 - ・士業事務所と介護事業者（身元保証人・見守り）
- 遺言執行者が第三者である場合の注意点
 - ・相続開始後の業務分担に関する覚書
- 任意後見受任者が第三者である場合の注意点
 - ・任意後見人との協力体制に関する覚書
- 死後事務受任者が第三者である場合の注意点
 - ・死後事務の業務分担に関する覚書
- 判例とトラブル事例からみる身元保証業務のポイント

■信託口座の活用方法

- 一般社団法人あんしん財産管理支援機構の役割
 - ・弁護士や司法書士による財産管理業務
 - ・士業による財産管理業務
- 士業支援信託口座の活用
 - ・士業支援信託活用の流れ
 - ・士業支援信託活用のポイント

■身元保証と清算業務

- 遺言執行手続きと死後事務手続き
- 第三者が関与する際の清算業務とポイント

■身元保証と契約時のライフプラン

- ライフプランの作成
- ライフプランと身元保証業務引受の判断

※途中 10 分休憩 2 回

講座を受講後に 30 分の資格試験があります。
70 点未満の場合は、再試験となります。

身元保証相談士の資格試験を通じて、身元保証業務に必要な知識を丸ごと習得していただきます。

身元保証相談士 2 級 講座では、身元保証業務に関連する周辺業務を丁寧に把握していただくとともに、「**身元保証人**」に就任するための必要な知識と、「**身元保証業務における見守り業務**」を行ううえでの必要な知識とスキルをレクチャーいたします。

身元保証相談士 1 級 講座では、法律家として身元保証業務に関する「**契約書作成**」および清算業務「**遺言執行・死後事務など**」を行うために必要な業務知識と業務スキル、加えて身元保証業務における実務上のポイントをレクチャーいたします。

4. 身元保証相談士 資格試験

身元保証相談士の資格試験合格後の流れ

身元保証相談士2級 講座の受講・試験合格

身元保証相談士協会への入会・登録

※会費の発生は2021年以降です。
なお、2020年内の入会申込みで2021年度の会費は半額になります。

身元保証相談士1級 研修受講・試験合格

身元保証相談士2級の登録

見守り業務が可能！

【登録特典】

- ・登録証、会員証の発行
- ・HPへの専門家掲載
- ・身元保証 対応マニュアル
- ・身元保証の手引き 等

身元保証相談士1級の登録

身元保証業務の法律家としての業務が可能！

【登録特典】

- ・登録証、会員証の発行
- ・HPへの専門家掲載
- ・身元保証 対応マニュアル
- ・身元保証の手引き
- ・身元保証業務に関する契約書一式 等

身元保証相談士の資格試験を通じて、身元保証業務に必要な知識を丸ごと習得していただきます。

資格取得の流れは、下記となります。

①資格講座の受講

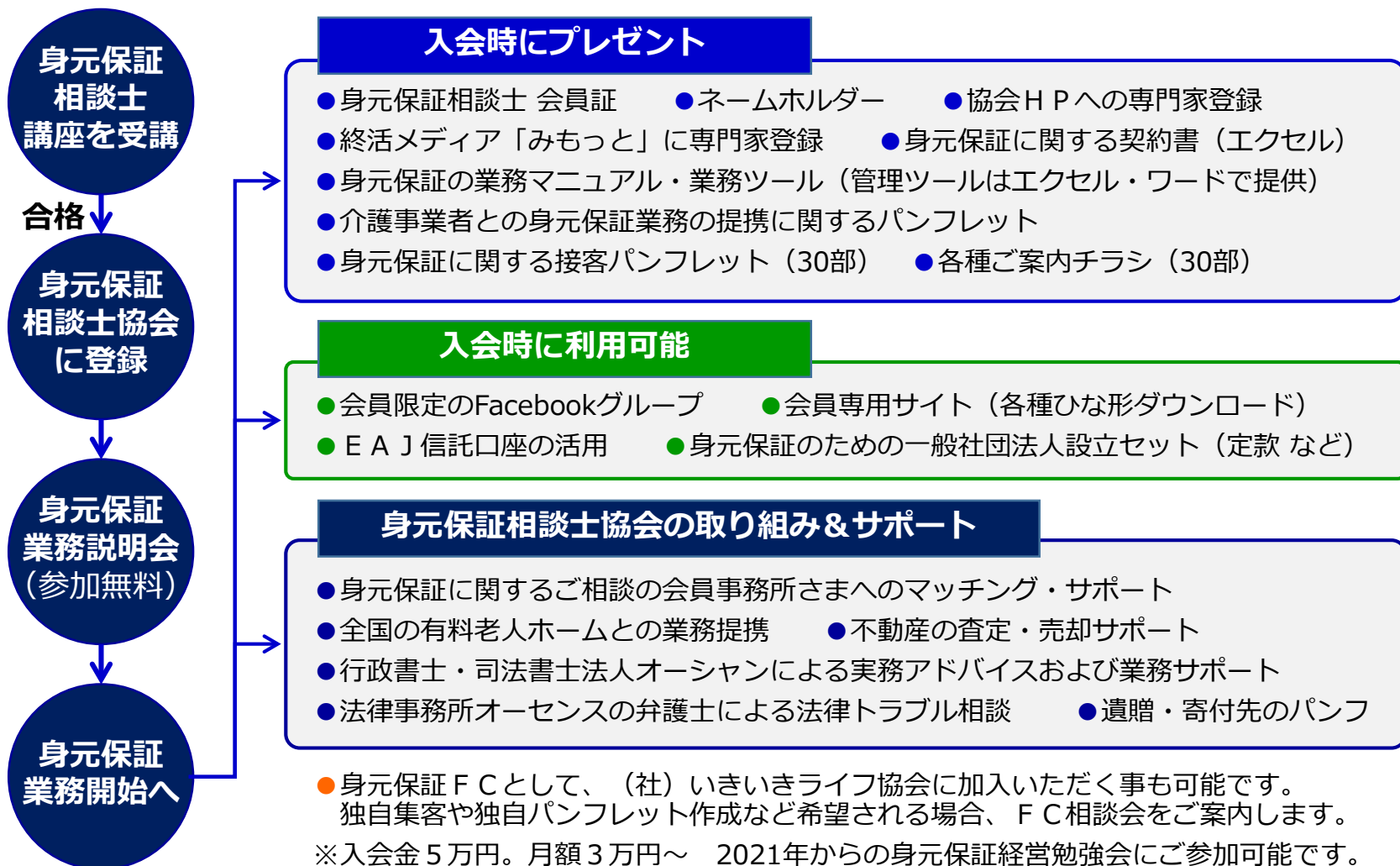
②受講後に合格試験を受験

→合格

③合格証をもとに資格登録手続き

資格登録後は、「登録証」「会員証」を発行させていただくとともに、協会のHPに資格者として登録させていただくほか、業務運営に必要な契約書類一式と業務マニュアル、お客様向けの接客ツールをご提供させていただきます。（パンフ類は初回30部をプレゼント）

5. 身元保証相談士 として業務を始める！



6. 身元保証相談士 協会の取り組みと展開

身元保証相談士協会は、身元保証相談士の健全な運営を支援し、**全国の法律家による身元保証業務の安定運営と業務品質の向上**、結果として**土業における新たな仕事のフィールド**として整備することを精力的に推進していきたいと思えます。

①業務品質の向上と業務運営を強化する体制づくり

- ・ 会員に向けた定期的な情報発信および、会員同士の情報交換会の開催
- ・ 業務を補完する仕組みづくり
 - ・ **保証会社の設立**による連帯保証債務の対応
 - ・ 会員の運営補完および、対象となる**高齢者の緊急資金ニーズを補完する公益団体**の設立

②身元保証業務におけるマーケットの形成

- ・ 有料老人ホームをはじめ高齢者施設の運営本部に働きかけ、会員に相談がいく導線づくり
- ・ マスコミ各社に向けて P R 活動（本部の取り組みはじめ、会員の取り組みを P R）

③積極的な情報発信

- ・ 終活専門メディアの立ち上げ「みもっと」→提携先に配布するニュースレターの作成
- ・ メディアを通じた顧客の啓もうと相談士の会員の情報発信を支援

今後の運営とスケジュール

- ・ 2020年9月より身元保証相談士の資格講座を運用開始 ※詳細は講座のご案内にて
- ・ 2021年度より、身元保証相談士協会の本格運営開始

(参考)

■終活メディア「みもっと」

シニアのくらし・高齢者施設・身元保証・相続・遺言・葬儀・供養

専門家登録 | 運営会社

みもっと

くらし全般 | 介護・高齢者施設 | 身元保証 | 相続・遺言 | 葬儀・供養

"みもっと"は、シニア向け法律サービスで国内トップクラスの実績を持つ、オーシャングループ（司法書士・行政書士・信託契約代理店・社会保険労務士・身元保証事業など）がパートナーの専門家と連携して監修・運営しております。

お墓の種類
2020/7/29

葬儀・供養
2020/7/29

相続・遺言
2020/7/29

相続・遺言
2020/7/29

葬儀・供養
2020/7/29

最近の記事

2020/8/1
定年退職からの住まい・暮らしの選択

2020/7/31
高齢者が旅行に行ける未来をつくる

2020/7/31
充実したセカンドライフを迎えるために

2020/7/31
ゲームのすすめ

2020/7/31
新卒の習慣とは

2020/7/31
定年後の再就職！給料や選び方を見てみよう

お知らせ

2020/7/31
「みもっと」をオープンいたしました

🔍 過去の記事

📄 プレスリリース

2020/6/1
「LINEほけん公式ブログ」にてブログを担当することになりました

2019/11/25
新刊「生前対策まるわかりBOOK」を出版しました

■身元保証相談士協会

一般社団法人
身元保証相談士協会

お問い合わせはこちら
☎ 045-628-9555

専門知識を活かして
ご高齢者の安心の
身元保証をサポート

身元保証の
契約支援

高齢者の
生活支援

死後事務・
遺言執行
相続支援

身元保証相談士とは？

身元保証は、高齢者が施設に入居する際や、将来にわたる医療の費用、日常生活のサポートなど様々なニーズに応えるサービスです。法律家や専門家が、身元保証業務を行うにあたっては、契約内容における利益相反、契約内容の不透明性、連絡能力の低下など様々な課題があります。身元保証は、高齢者が安心して生活するためのサービスであり、きょうせいの契約制度とその他の契約内容の共有、後継口座の活用など、一定の条件を定められるようになってきています。

<身元保証に関する契約とサポート内容概要>

公正証書遺言 | 事務委任契約 | 死後の業務 | 遺言執行 | 身元保証の契約一式 | 見守り・生活支援 | 死後の業務 | 死後の業務 | 死後の業務

身元保証の契約費用の概算 約40万円

見守り・生活支援 | 死後の業務

■身元保証相談士 関連ツール



7. 身元保証相談士 協会の入会手続き

身元保証相談士協会への入会は、身元保証相談士試験講座を受講して、2級・1級・上級のいずれかの試験合格者を対象に、資格団体への登録手続きを行います。

< 資格試験に掛かる費用 >

- ・身元保証相談士 2級講座： 受講料 **40,000円**（税抜） ※実務家研究会会員は**30,000円**
- ・身元保証相談士 1級講座： 受講料 **40,000円**（税抜） ※実務家研究会会員は**30,000円**

※オンライン講座なども用意しております。個別の費用については案内資料にてご確認ください。

< 登録費用および会費 >

- ・身元保証相談士 登録料： **20,000円**（税抜） ※実務家研究会会員は**10,000円**
- ・身元保証相談士 年会費： 月**3,000円**／年**36,000円**（税抜）

※身元保証相談士協会への登録料は、2021年以降は30,000円とさせていただきます。

※現在、コロナの影響により介護施設への接点が作りづらい状況のため、来年2021年度のみ**会費半額に変更**

< 団体の運営体制 >

- ・資格制度の管理・運営： **一般社団法人身元保証相談士協会**
- ・協会の運営事務局・および信託口座の提供ほか会員サービスの提供： **株式会社オーシャン**
- ・事務局連絡先：（住所）横浜市西区高島2-13-2 横浜駅前共同ビル4階
（電話・FAX）045-628-9555 / 045-628-9574 （E-mail）info@ocean.jpn.com